

都内における受動喫煙対策 -施設区分-

① 第一種施設

- 学校、病院、児童福祉施設など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設
- 行政機関の庁舎



② 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設



③ 喫煙目的施設

喫煙をする場所を提供することがメインとなる施設

- ☞ シガーバー、たばこ販売店、屋内公衆喫煙所の3種類



④ プライベート空間

- 人の居住の用に供する場所
- ホテルや旅館の客室 など

- ☞ 責務規定・配慮義務を除いたその他の規制は適用除外



法に対する都条例の上乗せ規定 -第一種施設-

都条例による規定

学校等

【学校等に含まれるもの】

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校 など

屋内における規制

屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない

屋内完全禁煙

屋外における規制

一定の要件を満たした喫煙所のみ設置可

屋外喫煙場所設置不可



医療機関・役所・その他

【医療機関・役所に含まれるもの】

- 病院、診療所、助産所、薬局、施術所
- 行政機関の庁舎（事務を行う場所に限る）
- 児童福祉施設
- 大学、短大、専門学校 など

屋内における規制

屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない

屋内完全禁煙

屋外における規制

一定の要件を満たした喫煙所のみ設置可

- 要件① 禁煙区域と区画されている
- 要件② 喫煙可の標識がある
- 要件③ 施設の利用者が通常立ち入らない

法に対する都条例の上乗せ規定 -第二種施設-

都条例による規定

飲食店・事務所・その他

【飲食店・事務所・その他に含まれるもの】
老人福祉施設、運動施設、ホテル、
事務所(事業所)、飲食店(右記以外) など

屋内における規制（規制は屋内のみ）

原則屋内禁煙。ただし、喫煙専用室（※1）又は
指定たばこ専用喫煙室（※2）を設置可



特例措置のある飲食店

- 【特例措置のある飲食店の要件】
- 2020年4月現在、既に営業している
 - 中小企業又は個人が経営している
 - 客席面積が100㎡以下である
 - 従業員がいない

屋内における規制（規制は屋内のみ）

原則屋内禁煙。ただし、喫煙可能室（※3）
を設置可



※1 施設の一部に設置された、専ら喫煙をするための部屋（飲食不可）。標識掲示・たばこの煙の流出防止のための技術的基準を満たす必要有

※2 加熱式たばこのみ喫煙可能な、施設の一部に設置された、喫煙をするための部屋（飲食可）。標識掲示・技術的基準を満たす必要有

※3 施設内部の全部又は一部に設置された、喫煙をするための部屋（飲食可）。標識掲示・技術的基準を満たす必要有

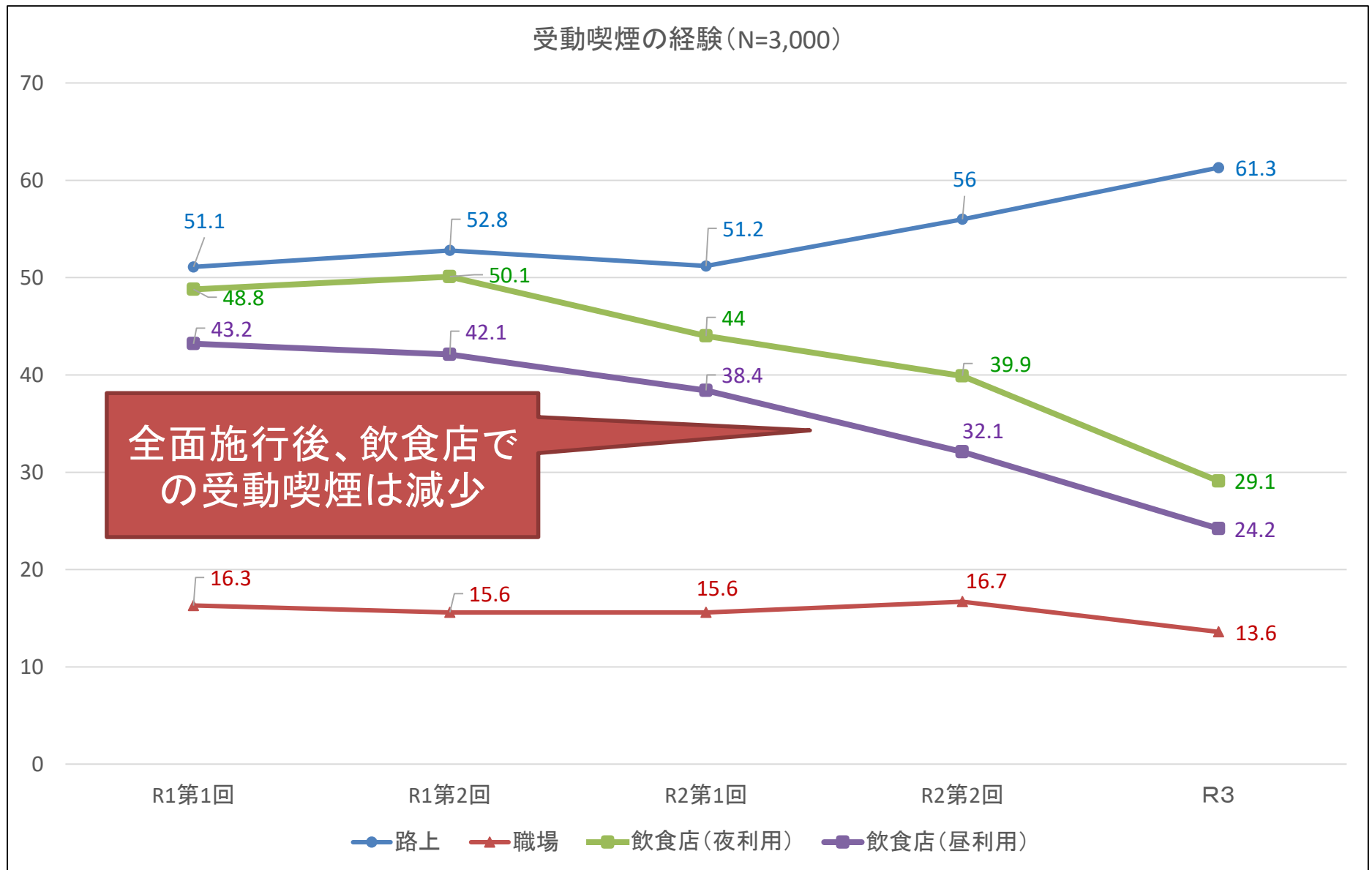
★ 飲食店においては、全面禁煙の場合であっても都条例により、標識の掲示義務が課される

都内における受動喫煙対策 -法と条例の違い-

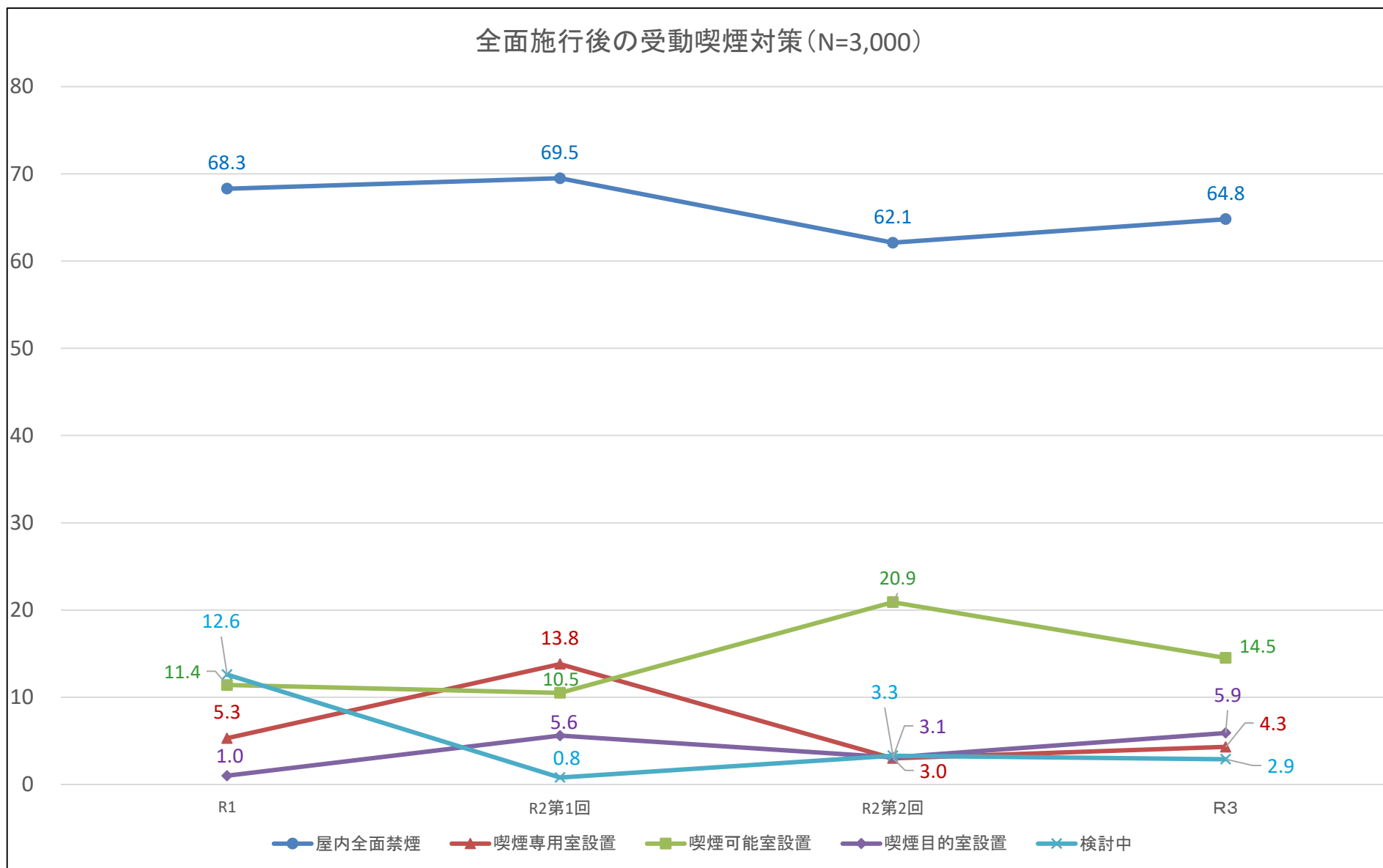
	保育所、学校等 (屋外喫煙所)	飲食店 (原則屋内禁煙)
法	設置可	全体の 45 % (客席面積 100㎡超、大企業等)
条例	設置不可	全体の 84 % (従業員を使用している飲食店)

受動喫煙の経験

(受動喫煙に関する都民の意識調査結果)



全面施行後の受動喫煙対策 (飲食店における受動喫煙対策実態調査結果)



店内喫煙状況の店頭表示義務の実施状況

(飲食店における受動喫煙対策実態調査結果)

